

廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会(第1回)

議事要旨

1 日 時 平成27年9月29日(水) 14:45～16:45

2 場 所 大手町サンスカイルームD室

3 出席者

(出席委員)

細田委員(座長)、大塚委員、小島委員、島村委員、下井委員、白鳥委員、寺園委員、
中村委員

(オブザーバー)

外務省国際協力局地球環境課、財務省関税局業務課、経済産業省産業技術環境局環境指
導室、同リサイクル推進課、海上保安庁交通部安全課、海上保安庁警備救難部救難課、同
環境防災課、同刑事課

(環境省出席者)

鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、角倉産業廃棄物課長、塚原適正処理・不法投棄対策室
室長補佐、萱嶋企画課課長補佐、谷貝リサイクル推進室室長補佐 他

4 議 題

- (1) 検討会の開催について
- (2) 廃棄物等の輸出入に関する現状と課題について
- (3) 今後の検討の進め方について
- (4) その他

5 配付資料:

資料1 - 1 : 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会設置要綱

資料1 - 2 : 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会の運営方針について

資料2 : 廃棄物等の輸出入に関する法制度及び施行状況の概要

資料3 - 1 : 廃棄物等の不適正輸出対策強化に関する課題について

資料3 - 2 : 環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源の越境移動の円滑化に関する課題について

資料3 - 3 : 本日御議論いただきたい事項

資料4 : 今後の検討の進め方について(案)

参考資料1 : 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)(抄)

参考資料2 : パーゼル条約等における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要の概要

参考資料3 : パーゼル法の概要

参考資料4 : 廃掃法(輸出入関係規定)の概要

参考資料5：欧州（EU）の廃棄物輸出入に関する制度体系について

6 議事要旨

(1) 検討会の開催について

事務局より挨拶。座長として、細田委員を紹介。

座長より挨拶。各委員より挨拶。

環境省より、検討会の設置要綱及び運営方針(資料1-1、1-2及び参考資料1)を説明。

(2) 廃棄物等の輸出入に関する現状と課題について

1) 廃棄物等の輸出入に関する法制度及び施行状況の概要について

環境省から資料2に基づき説明。

委員からの主な意見の概要は次のとおり。

- ・ 廃掃法とバーゼル法の規制対象物の考え方が異なっていることについて留意が必要。廃掃法の規制対象である廃棄物に該当するか否かは、「行政処分の指針について」(通知)に基づき、取引価値の有無を含めた各種要素に基づき総合判断されるものであり、廃棄物該当性判断は資源価値(市場の相場)に大きく影響される。このため、廃棄物にはあたらないが、有害物質を含むことからバーゼル法の規制対象物には該当し得るものがあるが、これらがインフォーマルセクターに流れてしまった場合、不適正処理により人や環境への悪影響を発生させうるおそれがある。
- ・ バーゼル法上の有害廃棄物と廃掃法上の廃棄物の考え方が異なることについて、法律の方の学界では昔から指摘されている。これによって発生している問題、困っている問題があれば教えて欲しい。

(環境省説明)資料3-1において説明。

2) 廃棄物等の不適正輸出対策強化に関する課題について

環境省から資料3-1及び資料3-3に基づき説明。

委員からの主な意見の概要は次のとおり。

循環型社会のあり方について

- ・ 循環型社会の実現に向けて、どのような社会の姿を目指して廃棄物等の越境移動等に関する今後の取組を進めるのか、目指すべき姿を整理する必要がある。
- ・ 輸出規制で取り締まるべきは、労働安全や環境対策が不十分なところに有害物質を含む循環資源が輸出され、不適正なりサイクルを通じて環境汚染や人の健康への悪影響を引き起こすようなケースである。有害物質を含む雑品スクラップ等であっても、先進国の環境対策が整備された施設で取り扱えば、資源として有効利用しうる。
- ・ 欧州(EU)ではサーキュラーエコノミー(循環型経済)の概念の下、循環資源から有害物を

取り除き、資源を取り出し、適切な施設での適正処理を担保することを通じて、資源を積極的に循環させる方向に政策を進めている。こうした国際的な資源循環に係る潮流に対応する必要がある。

- ・ アジアのみならず、アフリカ等、西アジアより西の地域への E-waste の不適正輸出についても、留意が必要。
- ・ 検討を進める中で、すぐに取り組むべき運用上の課題と制度上の課題の整理を行う必要があるのではないか。

(環境省説明)今後の課題の整理において、留意して行いたい。

バーゼル条約を担保する国内法制度の整備状況について

- ・ 廃掃法とバーゼル法の規制対象物の考え方が異なっていることから、バーゼル法で対処している領域と廃掃法で対処している領域は異なっている。バーゼル法の適用範囲を明確化していく際、バーゼル法と廃掃法それぞれの役割分担について議論を深める必要があるのではないか。

(環境省説明)廃掃法には有害な廃棄物という概念がないことから、バーゼル法では制定時に、規制対象を特定有害廃棄物等とし、廃掃法上は廃棄物になるとは限らないリサイクル目的のものも対象に含め、その上で適正な国際資源循環を目指したと理解。一方、バーゼル法上の取締りは水際メインであり限界がある。輸出に至るまでの国内での取扱いについても取締りを行うべきであるが、国内の取締りはバーゼル法に基づき行えるものはなく、廃掃法によるしかない。廃掃法上の廃棄物の概念と整合しながらバーゼル法を運用していくためには、両法律の役割分担を考えていく必要がある。バーゼル法の範囲では収まらない課題については、国内から輸出入までを通した資源循環のあるべき姿を見据えながら御議論いただくため、幅広い視点から御意見を頂戴したい。

- ・ バーゼル条約等の国際約束の国内法における担保状況について、包括的・網羅的に整理する必要がある。

水際における取締りの実効性確保について

- ・ 取締りの実施の際には、まずは行政指導を重ね、効果がなければその後で措置命令や刑事告発が行われることが通常は想定されるが、行政指導からいきなり告発をしている例がある。措置命令に至った事例はこれまでにないのか。

(環境省説明)廃掃法において、行政指導実施後に措置命令を行った事例はない。告発の対象とするかどうかは、悪質性に応じて判断している。

ヤード等の上流側対策について

- ・ ヤードにおいて、廃掃法に基づく取締りが進まない背景として、それら機器が有償取引さ

れていることがネックとなり、税関、自治体、警察、検察等の取締り当局による廃棄物該当性の判断が進んでいないといった状況が考えられる。近年、悪質事案が顕在化していることも踏まえ、罰則適用を視野に入れた刑事告発、措置命令等の厳しい対応を取ることも念頭に、廃家電の廃棄物該当性の判断基準をさらに明確化することが必要。

- ・ 廃掃法との関係では、廃家電の廃棄物該当性に関して、319 通知をさらに明確化し、法令の中で担保していく必要があるのではないかと。
- ・ バーゼル法において、不法輸出の未然防止の観点から、未遂や準備段階への取締り強化についても検討すべきではないかと。

シップバック通報への対応について

- ・ バーゼル条約遵守の観点からは、条約に基づく不法取引通報を受け輸出先国から貨物引取要請を受けた場合には、輸出者に貨物引取りを命じるなど迅速に対応する必要があるが、その根拠として、相手国における規制対象物を我が国のバーゼル法の規制対象物として明確に位置付けることが必須。
- ・ バーゼル法において、規制対象物の輸出等が適正に行われない場合において回収又は適正な処分を求める措置命令に関し、「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」とする要件があるが、迅速な対応の確保とこの条文の関係について整理が必要である。

(環境省説明) 御指摘の点について、整理を行いたい。

- ・ 条約の規定に基づく、「通報から 30 日以内の貨物引取」について、行政手続法と両立しうるかどうかの整理が必要である。

(環境省説明) 御指摘のとおりであり、制度的課題であると認識。

適正な海外リユースの確保について

- ・ 輸出時のリユースに適した使用済電気電子機器であるか否かの識別については、中古品に係る輸出先での市場ニーズの変化等が存在し、行政側での情報収集は困難。海外の機関と密に連絡をとりつつ、対応を検討することが必要ではないかと。

(環境省説明) 環境省では、アジアのバーゼル担当官の年次会合を主宰している。こうした機会を通じて、主な輸出先となるアジア各国からの情報収集や海外リユースの適正化に向けた意見交換を行っていききたい。

3) 環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源の越境移動の円滑化に関する課題について

環境省から資料3 - 2及び資料3 - 3に基づき説明。

委員からの主な意見の概要は次のとおり。

循環型社会のあり方について

- ・ 欧州(EU)では Circular Economy(CE:循環型経済)の概念の下、循環資源から有害物を取り除き、資源を取り出し、適切な施設での適正処理を担保することを通じて、資源を積極的に循環させる方向に政策を進めている。こうした国際的な資源循環に係る潮流に対応する必要がある。
- ・ EUにおける End of Waste の概念で定められている廃棄物の卒業基準(資源として認められる基準)のように、廃棄物から資源を生み出すという考え方において、廃棄物と資源をしっかり関連づけて議論していく必要がある。
(環境省説明)End of Waste の概念は、EU の資源循環推進政策として、有害物質の除去や、廃棄物処理時に選別により資源性を高める観点から導入された廃棄物の卒業基準であり、現状では、一部の金属資源に対してこの基準が示されていると聞いているが、詳しくは調査を行いたい。
- ・ 国際的な資源循環の議論において、輸出先での需要の変動に起因する要素(中国での鉄価格の下落による輸出の停滞等)が国内の資源循環にも影響を与える可能性については、留意が必要。

電子部品スクラップ等の再生利用目的での輸入の円滑化について

- ・ 雑品スクラップのような有害物質を含みうる性状のものを環境上適正に処理できるのは、先進国である日本や EU の処理施設のみと言える。他の国では適正処理できない電子部品スクラップ等を輸入し、国内で適正処理することは国際貢献となるものであって、推進すべき。
- ・ 今後検討を進めるにあたっては、アジア各国等から日本に輸入しようとした循環資源について、競合先となる国・地域に買い負けた事例などについて情報収集し、課題が浮き彫りになるとよい。

循環資源の輸出の円滑化について

- ・ 試験目的の輸出について主旨は賛成しうるが、安易な輸出の拡大につながらないよう、環境保全の担保と併せて透明性の確保について議論が必要。
- ・ 環境保全に考慮しつつ、循環資源の輸出について、現状より柔軟性を待たせても良いのではないか。試験目的の輸出の特例に関しては、パーゼル法についての検討の際には、欧州の取組状況も踏まえることが必要。

(3)今後の検討の進め方について

環境省から資料4に基づき説明。

委員からの主な意見は次のとおり。

- ・ CE の観点から、資源循環の検討を行う際には、動脈と静脈が結合されている必要があり、経済産業省において資源政策を担当する原課との協力が不可欠。例えば、金属スクラップ等の資源についても、動脈側が再生資源を使いたくても品質の面で使えないという声があり、こうした視点からの実態把握が必要。経済産業省の非鉄金属課等の関係原課から、スクラップ資源の品質確保等の観点で次回検討会のヒアリング対象に加えるよう調整して欲しい。

(4) その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・ 第2回検討会は10月23日(金)、午前中に開催。
- ・ 第3回以降の日程は今後調整。

以上